

## 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに 関する条例検討小委員会まとめ

令和3年（2021年）3月

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会

## 目 次

I 検討の経過	1
II 検討の結果	
1 条例の必要性	3
2 条例の形	4
3 条例に盛り込むべき内容	8
参考資料編	17
1 障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格案 検討報告書（抜粋）	
2 様々なコミュニケーション手段に関する聞き取り結果概要	
3 第5回小委員会での条例の形についての意見まとめ	

## I 検討の経過

本小委員会は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する滋賀県社会福祉審議会からの答申（平成30年6月5日）において、「なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望されます。」とされたことを受け、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条の規定に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について検討を行うことを目的として設置された。

学識経験者や関係団体の役職員、関係行政機関の職員等を委員とし、以下の内容で8回にわたり議論した。

### (1) 条例検討小委員会の内容（全8回）

#### ○平成31年3月26日 第1回条例検討小委員会

- ・条例検討に係るこれまでの経過や進め方について
- ・滋賀県社会福祉審議会の答申について
- ・様々なコミュニケーションの手段に関する聴き取り結果

#### ○令和元年7月8日 第2回条例検討小委員会

- ・条例の必要性や盛り込むべき内容について意見交換

#### ○令和元年9月9日 第3回条例検討小委員会

- ・条例検討の論点整理（大切にしたいこと、条例の必要性、条例の形など）
- ・先行する他道府県における条例の状況

#### ○令和元年11月19日 第4回条例検討小委員会

- ・手話言語および情報コミュニケーションに関する専門家による説明
  - ①高田 英一氏（社会福祉法人全国手話研修センター日本手話研究 所長）  
「滋賀県手話言語条例を考える「手話は言語」その理解と普及のために」
  - ②関根 千佳氏（株式会社ユーディット会長、同志社大学政策学部客員教授）  
「情報のユニバーサルデザインが拓く日本の未来」
  - ③奥村 信満氏（近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長）  
「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例について」

#### ○令和2年1月15日 第5回条例検討小委員会

- ・条例の形について事前提出意見に基づき意見交換

○令和2年10月15日 第6回条例検討小委員会

- ・条例に盛り込むべき内容について事前提出意見に基づき意見交換

○令和2年12月24日 第7回条例検討小委員会

- ・条例に盛り込むべき内容についてまとめ（これまでの議論を踏まえた整理）
- ・小委員会のまとめの方向性

○令和3年3月16日第8回条例検討小委員会

- ・小委員会のまとめについて

(2) 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会

構成委員（16名）

氏名	所属等
玉木 幸則	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 顧問
岡田 昌也	特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会 理事長
奥村 信満	近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長
織田 千瑛	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会しが本人の会なかよし会
木村 史次	滋賀湖声会 会長（※第5回までは西村 武 前会長）
川本 航平	特定非営利活動法人J D D n e t 滋賀 理事
崎山美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐藤 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa 代表
宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会 会長
関根 千佳	株式会社ユーディット会長 同志社大学政策学部客員教授
中西久美子	一般社団法人滋賀県ろうあ協会 副会長
林 優子	多賀町福祉保健課 課長
水江 孝之	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会 理事（※第5回までは堀井 新兵衛 理事）
山野 勝美	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 副会長
山本 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会 会長
吉田久美子	特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会滋賀支部 支部長

※順不同・敬称略

## II 検討の結果

### 1. 条例の必要性

障害のある人のコミュニケーション手段が多様であることや、障害の特性が個人によって様々であることへの理解が進んでいないこと等から、全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図るため、情報コミュニケーションに関する条例が必要である。

それに加えて、手話言語については、障害者権利条約等で手話が言語とされたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることへの理解が進んでいないこと等から、手話が言語として保障され、手話の認知・普及施策の総合的な推進のためには、手話言語条例を策定する必要があるとの意見が出された。

#### 【小委員会での主な意見】

- ① 聴覚障害のある人が乳幼児期から手話言語を獲得するための機会および学校等において手話を学ぶ機会が十分に確保されていない。
- ② 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を習得するための機会が十分に確保されていない。
- ③ 学校・教育において、手話をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーション手段を教える取組や指導者の養成の取組が不十分である。
- ④ 障害のある人が、その特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保されていない。
- ⑤ 障害のある人が円滑に意思疎通を行うための周囲の適切な配慮、機器の普及、意思疎通支援者の養成が十分とはいえない。
- ⑥ 障害のある人に対するコミュニケーション支援や配慮において、ＩＣＴの利活用に関する理解と普及が進んでいない。
- ⑦ 行政の対応（合理的配慮や情報の提供、職員の対応）が不十分である。
- ⑧ 財政的措置が十分になされていない。
- ⑨ 「滋賀県手話言語条例（仮称）」は、2016年に滋賀県ろうあ協会が知事に制定を求める請願書を提出している。

## 2. 条例の形

条例のあり方等について、関係団体への聴き取りや先行道府県における事例分析、専門家からの説明を聴く場を設けるなど、慎重に議論を重ねたが、条例の形については、手話言語と情報コミュニケーションを一体的に条例化するべきという意見（以下「一体型」という。）と、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別立てで制定するべきという意見（以下「別立型」という。）に分かれている。

第5回小委員会において、各委員から条例の形についての意見を出した結果、委員15名（委員長を除く）のうち、一体型が10名、別立型が5名であり、各委員が小委員会の場で意見を説明し、意見交換を行ってきたが、小委員会としての意見をどちらかに一本化することは難しく、一体型と別立型の意見をそれぞれにまとめることとした。

それぞれの主な意見は以下のとおり。

### （1）一体型の意見

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や誰一人取り残さないという姿勢を示す意味から一体型が望ましく、言語を持たない重度の障害者を含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。互いの障害についての理解を深め、全ての障害を含めた条例の方がより県民にも普及でき、総合的に施策を推進することができる。

障害者権利条約において、言語は意思疎通の手段の一つに定義されていることから、情報コミュニケーション条例に手話言語を含めることができる。また、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されていることから、手話に特化した条例とした場合、手話以外のその他の言語をどう扱うかという問題が生じる。

手話を別立てとする理由として、手話が排除されてきた歴史が挙げられているが、就学免除により知的障害児が学校教育から排除されてきたことなど、手話だけでなく、他の障害者にもそれぞれに偏見や差別を受けてきた経験がある。

### （2）別立型の意見

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定め、聞こえない子どもが安心して生活言語を獲得する環境を作るため、手話言語条例を制定する必要がある。一体化すると曖昧になってしまい、手話言語の普及が広がっていかない。

言語権の確立とコミュニケーション支援を同列に置くことはできない。日本社会では日本語（音声言語）が前提の保障となりがちであるが、手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。

手話は長い間排除されてきた歴史があり、手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例が必要。

## 【条例の形についての主な意見】

### (1) 第5回小委員会での意見 ※詳細は参考資料3参照

#### ① 一体型（10名／15名）

- 「共生社会づくり条例」の理念や誰一人取り残さないという姿勢を示す意味から一体型が望ましい。
- 重度の知的障害者など言語を持たない方も含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。
- 互いの障害についての理解を深め、全ての障害を網羅した条例とした方が、より県民にも普及できるのではないか。
- 障害者権利条約で言語は意思疎通の手段の一つに定義されており、情報コミュニケーション条例に手話言語を含めることができる。
- 障害者権利条約では、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と定義されており、手話以外のその他の言語をどう扱うか。
- 手話だけでなく、他の障害にもそれぞれに偏見や差別を受けてきた経験がある。
- 県内の市町で条例制定に向けた動きとなった場合、一体化した条例の方がスピード感を持って推進しやすい。

#### ② 別立型（5名／15名）

- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めるために、手話言語条例が必要。
- 聞こえない子どもが、安心して生活言語を獲得する環境を作る必要がある。
- 一体化すると手話言語の普及が広まらないのではないか。
- 言語権の確立（人権確立）の問題とコミュニケーション支援（福祉施策）の問題を同列に置くことはできない。
- 日本社会では日本語（音声言語）が前提の保障、中心的手段となって整備されていきがちだが、手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。
- 手話は長い間排除されてきた歴史があり、手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例が必要。
- 発達障害関係者の立場からすれば、情報コミュニケーション条例が単独の方が分かりやすい。

#### ③ 付帯意見

- 一体型でも、ろう者の思いを尊重し、手話は言語であることを明言し、別の

章立てとするほか、条例の名称に手話言語を入れるなど、最大限配慮するべき。

- 条例の形よりも条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透することが重要。

## (2) その他、小委員会および各団体への聞き取り時の意見

### ① 一体型

- 意思疎通手段には様々なものがあり、全てのものを含めた形での条例が望ましい。
- 手話だけを別の条例にしてしまうと、そこに裂け目のようなものができてしまうように思う。障害の種別でバラバラになるのではなく、他の障害のこととも理解して、大きな括りで考えていく方がよい。
- 基本は「コミュニケーションについて障害者や健常者が共に手を取り合おう」という趣旨であり、条例を意思疎通手段で分ける必要はない。それぞれの意思疎通手段は同じ立場であると思う。
- まず総論として情報コミュニケーション条例を作り、章を分けて、各論として手話言語を記載してはどうか。受け取る側としても理解しやすく、同じ条例の中の独立した章を一般に「手話言語条例」として広めることも可能だと思う。
- 手話言語条例を制定している他の自治体で、手話以外の意思疎通手段への施策が進んでいないことがあったため、一体化した条例により総合的に施策を進めてほしい。
- 手話言語条例の場合、「聴覚障害は手話があればよい」とならないか。手話に加えて要約筆記や口話、ゆっくり話すことなど、その人によって違うということも含めて考える必要がある。
- 手話は手話で条例をつくることになると、他にも多くの条例が必要になる。
- 一体型の条例としたうえで、2,3年の期間を区切って見直しを行い、その際に手話言語条例が別で必要となれば、委員会を設けて議論してはどうか。

### ② 別立型

- 口話教育で手話を禁止されてきた歴史がある滋賀だからこそ、手話言語条例が必要。
- 言語として「手話言語」の獲得ができなければ、コミュニケーションの選択ができなくなる懸念がある。
- 言語には伝えることと思考・意思制御の役割があり、音声言語でも手話でも、言語自体を獲得していないと思考ができず、コミュニケーションその

ものが成立しない。

- 言語に手話を含むということは、手話以外の言語はないということであり、障害者権利条約は定義で「言語」と「意思疎通」を分離していることから、他の障害者の使用する言語はその国の音声言語である。
- 言語を獲得する環境をつくるため、聾話学校などへのバックアップが必要。
- 一体化してしまうと、条例そのものが曖昧になってしまい、何を訴えているかわからなくなってしまう。
- 情報コミュニケーション条例には賛成するが、手話言語条例については、別に委員会を設置して協議をしていただきたい。
- 条例名に手話言語が入ると、手話言語のイメージが強くなり、実際の内容と異なってくる。
- 2016年に滋賀県ろうあ協会を中心に署名活動を行い、「滋賀県手話言語条例（仮称）」の制定に向けて、14,275筆の請願書を知事に提出し、早急な制定を求めている。

### ③ その他

- 点字もとても大事であり、条例をそれぞれにつくってほしいと思っている。

### 3. 条例に盛り込むべき内容

条例に盛り込むべき内容について議論するにあたり、まず、先行道府県の条例に記載されている主な内容について分析し、目的や基本理念、県の責務など条例の項目ごとに記載されている主な事項を整理した。

整理した内容に基づき、各委員が追加・修正すべき内容について意見交換を行い、小委員会での追加意見を含めて項目ごとに整理した。

#### (1) 前文

先行県では条例の前文として、主に手話が独自の言語体系を有する言語であることやろう者が受け継いできた文化的所産であることの明文化およびその普及、共生社会づくり条例の推進、障害の特性に応じた意思疎通手段の選択と利用等について記載されているが、小委員会での追加意見として、ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあることや知的障害児の就学免除など障害者がその特性を無視して社会の多数に合わせさせられてきたことによる権利侵害があったこと、自ら意思決定できることの重要性についての意見があった。

#### (2) 目的

先行県では条例の目的について、主に全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進、手話が言語であることの普及と施策の総合的な推進等を規定しているが、小委員会での追加意見として、その他の非音声言語の普及と総合的な施策の推進、情報アクセシビリティおよびコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定めることについての意見があった。

#### (3) 定義

先行県では条例における定義について、主に意思疎通手段を「手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）」と定義されているが、小委員会での追加意見として、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段や言語の種類をできるだけ細かく明文化することや盲ろう者が使用する触手話や指点字、拡大文字、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器の追加、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」ではなく、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他心身の機能の障害」と標記して欲しいとの意見があった。

#### (4) 基本理念

基本理念に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保や利用機会の拡大、手話は独自の言語体系を有する言語であり、ろう者が受け継いてきた文化的所産であること等を規定しているが、小委員会での追加意見として、いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくりやいつでもどこでもだれでも手話が使える環境の整備、様々なコミュニケーション手段に配慮した情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障、障害者の意思決定を尊重し個人としてその尊厳を重んじること、意思決定を尊重するにあたっては本人の意思表示を含めて保障されること、書籍や印刷物に対する読書権とインターネット上の情報や放送メディアへのアクセス権についての意見があった。

#### (5) 県の責務

県の責務に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段への総合的な施策の実施や言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施等について規定しているが、小委員会での追加意見として、手話だけでなくその他の非音声言語の普及や意思決定支援の促進、情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表の他、公的機関が機器等の調達を行う場合は全ての人が使いやすい仕様のものとすること、条例の内容が適切に対応されず差別状態にあるときは「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の差別解消プロセスによって対応されることについての意見があった。

#### (6) 計画等の策定・推進等

計画等の策定・推進等に係る条文を置く先行県では、主に施策の総合的かつ計画的な推進等について規定しているが、小委員会での追加意見として、進捗を確認する協議会の設置や具体的な施策の意見を別に計画で取りまとめることについての意見があった。

#### (7) 普及・啓発

普及・啓発に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発や言語としての手話の普及に対する理解を図るために啓発等を県に求めているが、小委員会での追加意見として、様々なコミュニケーション手段について必要な人のみならず障害のない人も理解できる仕組みづくりや障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携、手話以外のその他の非音声言語も言語であることの普及・啓発等についての意見があった。

### (8) 手話等を学ぶ機会の確保

手話等を学ぶ機会の確保に係る条文を置く先行県では、主に県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保や県の職員が特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等について県に求めているが、小委員会での追加意見として、学校だけではなく家庭でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備や成人聴覚障害者が手話を獲得する場の保障についての意見があった。

### (9) 学校における県の取組

学校における県の取組に係る条文を置く先行県では、主に基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進に係る学校設置者への支援について規定しているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

### (10) 学校設置者等の役割

学校設置者等の役割に係る条文を置く先行県では、主に児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備や聴覚障害者が手話を習得し手話で学習することができる教育環境の整備、保護者からの意思疎通手段の利用に関する相談、教職員の知識・技術向上に必要な措置について規定しているが、小委員会での追加意見として、学習環境の整備については、聴覚障害のある子どもへの保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供や視覚障害児童の点字を学習する機会の保障、盲ろう者のための学習する場の確保、知的障害児への学校での意思疎通手段に係る教育の保障に加えて、様々なコミュニケーション手段がより活用されるようにインクルーシブになっていくことについての意見があった。

また、手話を習得し手話で学習する教育環境の整備については、アイデンティティ確立のために手話言語を獲得する支援や手話で指導できる教育の養成・確保についての意見があった。

保護者からの相談については、保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携することや必要な配慮を自ら説明できるような支援や保護者へのサポートと情報提供等についての意見があった。

### (11) 意思疎通支援者の養成・確保

意思疎通支援者の養成・確保に係る条文を置く先行県では、主に手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう通訳・介助者等の養成・確保について県に求めているが、小委員会での追加意見として、事業所や学校での取組の支援や高齢化の進んでいる意思疎通支援者の計画的な養成・確保についての意見があった。

#### (12) 意思疎通支援者の派遣・相談

意思疎通支援者の派遣・相談に係る条文を置く先行県では、主に手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制の整備について県に求めているが、小委員会での追加意見として、病院や公的機関等への手話通訳者の設置についての意見があった。

#### (13) 情報発信等

情報発信等に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信を県に求めているが、小委員会での追加意見として、情報アクセシビリティの保障や情報発信だけでなく障害者が確実に受け取れるよう保障すること、盲ろう者は情報を取入れることが非常に困難で特に外出時や緊急時に困ることがあるとの意見があった。

#### (14) 災害時等の対応

災害時等の対応に係る条文を置く先行県では、主に災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による県に求めているが、小委員会での追加意見として、後述の(20)市町との連携とも関連するが、災害時の市町との連携が必要との意見があった。

#### (15) 事業者への支援

事業者への支援に係る条文を置く先行県では、主に県の支援策として、事業者の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進に関する活動への支援等を県に求めているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

#### (16) 調査研究

調査研究に係る条文を置く先行県では、主に施策の策定・実施に必要な情報の収集や手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調査研究の推進等を県に求めているが、小委員会での追加意見として、ピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進についても必要とする意見があった。

#### (17) 県民等の役割

県民等の役割に係る条文を置く先行県では、主に条例の目的・基本理念に対する理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力、言語としての手話の普及の施策への協力などを県民等の役割として求めているが、小

委員会での追加意見として、意思決定支援やどんなに障害が重くても取り残さないという理念、多様なコミュニケーションがあることの周知、障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの活動に協力することについての意見があった。

#### (18) 障害当事者・支援者等の役割

障害当事者・支援者等の役割に係る条文を置く先行県では、主に施策への協力と理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発等を障害当事者・支援者等の役割として求めているが、これについて特に小委員会での追加意見はなかった。

#### (19) 事業者の役割

事業者の役割に係る条文を置く先行県では、主に施策への協力と理解の促進や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進等を事業者の役割として求めているが、小委員会での追加意見として、県は事業者でもあるため、事業者の役割を率先して担っていく意識が必要との意見があった。

#### (20) 市町との連携

市町との連携に係る条文を置く先行県では、主に障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進に係る市町との連携や市町が基本的施策を策定・実施する際の情報の提供などの協力を行うことと規定しているが、小委員会での追加意見として、市町その他関係機関との連携を十分に図っていくことや市町の求めに応じて助言や必要な支援を行うことについての意見があった。

#### (21) 財政上の措置

財政上の措置に係る条文を置く先行県では、主に施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めると規定しているが、小委員会での追加意見として、合理的配慮の提供にかかる公的助成や財政上の措置を「講ずるよう努める」ではなく、「講ずる」という文言が必要との意見があった。

#### (22) その他の意見

##### ① 分かりやすい条例

「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切で、片仮名言葉や難しい言葉には、意味が伝わるような工夫が必要であり、イラストなども入ったわかりやすい言葉を使った概要版を併せてつくる。

## ② 条例に盛り込む内容

基本的に理念条例になると思うので、条例には具体的なことを書かずに大きな枠として、各市町や団体が施策や計画を条例に関連づけて実行できるようなものがよい。

条例に盛り込むべき内容についての意見まとめ

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見
1 前文	手話は独自の言語体系を有する言語であること(障害者権利条約、障害者基本法)	手話の言語としての意義を明文化
	手話はろう者が受け継いできた(文化的所産である)こと	手話、その他の形態の非音声言語も言語であり、ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあること
	手話の使用に対する制約、歴史的背景	知的障害児の就学免除など教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景 障害者がその特性を無視して、社会の多數に合わせさせられてきたことによる権利侵害があったことを認める。その上で、特性に応じたコミュニケーション手段を生まれてからずっと探っていく必要がある。
	手話が言語であることの普及	
	障害者差別解消法や共生社会づくり条例	
	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択、利用	
	災害時の安全確保	
2 目的	全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現	どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり自ら意思決定できることが重要
	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進	
	手話が言語であることの普及、手話の普及施策の総合的な推進	その他の非音声言語も言語であることの普及・総合的施策の推進 意思決定支援の3原則の普及(自己決定の尊重とわかりやすい情報提供、不合理と思われるも他者の権利を侵害しないであれば尊重する、本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ関係者が集まり意思を推定する)
		情報アクセシビリティおよびコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定める
3 定義	手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)	障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を細かく明文化 盲ろう者が使用する触手話や指点字、拡大文字も追加してもらいたい。 重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ(スマートフォン、タブレット等を含む)等の情報機器 豊かなコミュニケーション手段を認め、多様な言語手段を活用できる滋賀県にするため、ここでいう「言語」の種類ができるだけ列举しておく必要がある。 「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」ではなく、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」と標記して欲しい 難病等で心身の機能に障がいがある方も併記して、「難病その他の心身の機能に障害がある者」とした方が良い。
		手話をろう者だけでなく、県民全体のものであると広く定義したい
		いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくり
		いつでもどこでもだれでも手話が使える環境を整備する
		盲ろう者の中でもコミュニケーション方法が異なり、それぞれに合わせて考えてほしい 言語をもたない重い障害のある方もおられ、言葉のない人には、マカトンなどいろいろなコミュニケーションがある
4 基本理念	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保、利用の機会の拡大等	
	手話は独自の言語体系を有する言語であること	情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障
	手話はろう者が受け継いできた文化的所産であること	どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり、自ら意思決定できること
		障害者の意思決定を尊重するにあたっては、本人の意思表示を含めて保障される必要がある。
		障害者の人権を尊重し、個人としてその尊厳を重んじること 支援者ではなく、本人に対して説明と意思確認すること
		書籍や印刷物に対する障害者の読書権、インターネット上のコンテンツやアプリに対するアクセス権、放送メディアに対するアクセス権の確保

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見
5 県の責務	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する総合的な施策の実施	
	言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施	言語としての <u>その他の形態の非音声言語</u> の普及等に係る施策の実施 意思決定支援の促進に関する総合的な施策の推進
		情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表
		公的機関が機器等の調達を行う場合は、ハードウェアおよびソフトウェア、コンテンツに至るまで、 <u>全ての人が使いやすい仕様のものとすること</u>
		条例の内容が適切に対応されず、差別状態である場合は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の差別解消解決プロセスによって、対応され解決することを明記する。
6 計画等の策定・推進等	施策の総合的かつ計画的な推進	実効性のあるものにするため、 <u>進捗を確認する協議会を設置する</u> <u>具体的な施策の意見は別に計画で上げていただくようにしていただきたい</u>
7 普及・啓発	障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発等	様々なコミュニケーション手段について、必要な人のみならず障害のない人も理解できる仕組みを作っていくこと。 障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携
	言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等	その他の非音声言語も言語であることの普及・啓発等 意思決定支援の3原則に対する理解のための啓発等
8 手話等を学ぶ機会の確保	県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保	学校だけではなく、家庭の中、家族間でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備
	職員が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等	成人聴覚障害者が、手話を獲得する場を保障する
9 学校における県の取組	基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進(学校設置者への支援)	
10 学校設置者等の役割	児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備	聴覚障害のある子どもへの情報保障を初めから手話ではなく、保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供が必要 視覚障害児童の点字を学習する機会の保障 盲ろう者のための学習する場、機会があればよい。学ぶための環境の整備とそれぞれに適応した場所が必要。 知的障害児への学校での意思疎通手段に係る教育の保障 児童が自ら意思決定できる機会の確保・環境の整備 その他の非音声言語を必要とする児童への学習機会の確保 様々なコミュニケーション手段がより活用されるよう、学校教育および社会教育は、原則、 <u>インクルーシブ</u> になつていこうように働きかけていくこと。
	聴覚障害者が手話を習得し、手話で学習することができる教育環境の整備 手話を必要とする児童への手話言語の普及のための学習機会の提供	アイデンティティ確立のために手話言語を獲得する支援 手話で指導できる教員の養成、確保
	児童の保護者からの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談	幼児および保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携 必要な配慮を自ら説明できるような支援や保護者へのサポートと情報提供
	教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識・技術向上に必要な措置	教職員の点字に関する知識・技術向上に必要な措置
11 意思疎通支援者の養成・確保	手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう通訳・介助者等の養成、確保	支援者の養成や確保について、事業所や学校の取組を支援する 高齢化の進んでいる意思疎通支援者の計画的な養成・確保
12 意思疎通支援者の派遣・相談	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制の整備	病院や公的機関等への手話通訳者の設置
13 情報発信等	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信	
14 災害時等の対応	災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による支援	災害時の市町との連携
15 事業者への支援	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する活動	

他道府県の条例における主な記載事項			小委員会での追加意見
16 調査研究	施策の策定・実施に必要な情報の収集 手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調査研究の推進		意思決定支援の調査研究の推進やピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進
17 県民等の役割	条例の目的・基本理念に対する理解の促進		意思決定支援の視点、どんなに障害が重くても取り残さないという理念
	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力		多様なコミュニケーションがあることを周知
	言語としての手話の普及の施策への協力		言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策への協力 手話だけでなく、その他の非音声言語も盛り込んで頂きたい
18 障害当事者・支援者等の役割	施策への協力と理解の促進 障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発		障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの活動に協力すること
19 事業者の役割	施策への協力と理解の促進		県は事業者でもあるため、事業者の役割を率先して担っていく意識が必要
	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進		
20 市町との連携	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進に係る市町との連携		市町その他関係機関との連携を十分に図っていく
			(再掲)普及・啓発にかかる市町村等との積極的な連携
	市町が基本的施策を策定、実施しようとすると、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行う		「市町への支援」として、「市町の求めに応じ、助言や必要な支援を行う」という内容を盛り込んでほしい
			(再掲)災害時の市町との連携
21 財政上の措置	施策を推進するため必要な財政上の措置		合理的配慮の提供にかかる公的助成について記載 財政上の措置を「講ずるよう努める」ではなく、「講ずる」という文言が必要

#### 条例全般についての意見

分かりやすい条例	知的障害のある人にもわかりやすい条例 「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切
	小学校高学年や中学生が読んでも分かる、かたい文章ではなく、わかりやすい文章
	少しつらふりなども入った概要版
	条例はわかりやすい言葉で、わかりやすい言葉を使ったバージョンを併せてつくる
	片仮名言葉や難しい言葉には、意味が伝わるような工夫が必要(説明欄を設ける、リーフレット等で説明する等)
条例に盛り込む内容	条例は基本的に理念の条例、理念条例になると思う
	この条例は目の粗いものにして、各市町がいろいろな施策やプランを条例に関連づけて実行できるようなものがいい
	要望は施策としてプランの中で実行し、プランの見直しのときに意見を述べるような形で、しっかりと進めていきたい
条例には具体的なことを書かず、大きな枠で基本的なポイントを押さえて、それを各団体で広げるといいのではないか	

#### 施策への意見

知的障害者が相談しやすいところを作つてほしい
コロナ禍で集まれない状況でも、盲ろう者がコミュニケーションをとれる方法を考えてほしい
アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実と利用支援の充実
視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等およびこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援
PDFのファイルは読み上げ機能が使えないため、県のHPで発信されているPDFの情報は視覚障害者は得られていない
電子書籍等の利用に必要となる情報通信技術を習得することを支援するため、講習会および巡回指導の実施の推進
選挙公報の点字・音声・拡大文字等の提供
障害受容をした上で、いろいろな知識、方法、情報を提供していくプログラムを市町との連携をしながら設けていくとよい